果樹共済 のおすすめ
（なし　災害収入共済方式）

果樹共済は農業者の相互扶助を基本に、農業者の経営安定を図る公的な保険制度です。
もしもの災害に備え、果樹共済のご加入で経営安定を図りましょう！
果樹共済の掛金は５０％を国が負担します。

加入できる方

栽培面積が5a以上あり、 過去５年間以上において果実の生産量の概ね全量をＪＡ等へ出荷し、今後も概ね全量をＪＡ等へ出荷する方

補償する期間

花芽の形成期から翌年産の果実の収穫期まで（約１年半）

対象となる事故

風水害、ひょう害、干害、寒害、冷害などの自然災害や鳥害、獣害による果実の減収および品質低下

※隔年結果による減収は対象になりません。

加入申込期間

４月１日～４月３０日

共済金額（補償する金額）

共済金額 ＝ 基準生産金額 × 補償割合

※基準生産金額…平年的な生産金額のこと。最近５カ年の出荷実績等を基礎に決定。
※補償割合…８割から４割までの間で選択できます。

例

基準生産金額が100万円のＡさんの場合

基準生産金額		補償割合		共済金額
100万円	×	８割	＝	80万円

安心のネットワーク NOSAI

裏面もご覧ください

共済掛金

共済掛金＝共済金額×共済掛金率

共済掛金のうち
半額を国が負担します！

※掛金とは別に10ａ当たり305円の賦課金がかかります。

例

Ａさんの場合（共済金額：80万円）

共済金額		共済掛金率		共済掛金		Aさんの負担金額
80万円	×	1.20%	＝	9,600円	半額 →	4,800円

共済金の支払い

生産金額が基準生産金額（平年的な生産金額）の８０％に達しないとき、その差額を補償します。

ただし、品質を加味した収穫量が基準収穫量（平年の収穫量）を下回ることが条件となります。

例

Ａさんの場合（基準生産金額：100万円　基準収穫量：2,000kg）

収穫量が2,000kgを下回りかつ、
生産金額が50万円だった場合 → 30万円 のお支払い

保管中農産物補償共済

セットで安心！

果樹共済では収穫した後の災害は対象となりません。近年頻発している倉庫の浸水被害や盗難など、保管中の事故や運送中の事故を補償するには「保管中農産物補償共済」への加入が必要です。

詳しいお問い合わせは

山口県農業共済組合（NOSAI山口）

西部支所　下関市豊田町大字矢田２７１番地７

TEL：０８３－２５０－６２０８

NOSAI山口
ホームページ
はこちら ↓